

# 平成20年第2回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成20年9月11日（木曜日）

## 出席委員（7名）

|     |           |      |             |
|-----|-----------|------|-------------|
| 委員長 | 下 条 学 君   | 副委員長 | 二 宮 由 子 君   |
| 委員  | 尾 崎 利 一 君 | 委員   | 森 田 憲 二 君   |
| 委員  | 小 林 知 久 君 | 委員   | 石 川 庄 太 郎 君 |
| 委員  | 佐 村 明 美 君 |      |             |

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 4 番  | 粕 谷 久 美 子 君 | 5 番  | 長 瀬 り つ 君 |
| 19 番 | 御 殿 谷 一 彦 君 | 21 番 | 大 后 治 雄 君 |

## 議会事務局職員（5名）

|      |           |       |           |
|------|-----------|-------|-----------|
| 事務局長 | 石 川 和 男 君 | 事務局次長 | 西 永 宣 昭 君 |
| 議事係長 | 小 島 裕 治 君 | 主 事   | 新 井 利 恵 君 |
| 主 事  | 指 田 弘 安 君 |       |           |

## 出席説明員（6名）

|        |             |         |           |
|--------|-------------|---------|-----------|
| 副 市 長  | 小 飯 塚 謙 一 君 | 子ども生活部長 | 木 内 和 郎 君 |
| 福祉部長   | 榎 本 豊 君     | 市民生活課長  | 吉 沢 寿 子 君 |
| 障害福祉課長 | 町 田 悦 郎 君   | 福祉部副参事  | 原 島 真 二 君 |

## 会議に付した案件

- (1) 20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情
- (2) 20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情
- (3) 20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情
- (4) 20第16号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情
- (5) 特定事件調査  
行政視察について

午前10時 6分 開議

○委員長（下条 学君） ただいまから平成20年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

---

○委員長（下条 学君） 議題の審査に入る前に、委員の座席の変更について、お諮りいたします。

本年4月1日付で会派の構成に変更がございました。

よって、ただいま御着席のとおり座席を変更したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（下条 学君） 次に、20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（二宮由子君） この陳情の趣旨にもあるように、消費者の苦情相談が窓口において迅速かつ適切に処理、対応ができるように法整備を行い、またそれに伴う財政措置を国と政府に求めるものであるということは、現実問題このような対応が、迅速に、また適切にされていないから陳情されたのだというふうに察するところですけれども、そこで本市として、消費者とは市民でありますので、どのような苦情や相談を対応されているのか、適切に対応されているのかというのを、本市の現状、ここで陳情で言う消費者相談窓口ですとか、消費生活センターというものが現状あるのかどうか。それと、あと多重債務や振り込め詐欺などの苦情の相談などの件数など、内容別をまず伺いたいと思います。

○子ども生活部長（木内和郎君） まず、本市の消費者センターの設置でございますが、消費者基本法におきましては、消費生活センターというものは規定がございまして、現状では設置義務、あるいは基準等も示されていないという状況でございます。こうした中で、消費者基本法第4条の中で地方公共団体の責務といたしましては、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、あるいは経済的状況に応じた責務を有するとされております。そういった意味で、現在東大和市には消費者センターは設置してございません。

なお、多摩地区の消費者センターの設置状況でございますが、現在11市が消費者センターを設置してございます。

それから相談件数でございますが、現在本市では、消費生活相談を週2回実施してございます。推移を申し上げますと、平成7年5月から消費生活相談を行っておりますが、当時は週1回で開始してございます。その後、平成9年に週1回プラス第2、第4金曜日といたしまして、平均して週1.5回、平成10年度から現在の週2回を実施してございます。現在のところ相談件数の推移でございますが、15、16年度が非常に多く254件、あるいは327件という状況がございましたが、平成17年には相談件数が194件に減りました。また、18年度にはさらに減りまして181件、19年度になりまして若干ふえまして194件ということで、15、16年度をピークといた

しまして、その後ほぼ横ばいという状況でございます。こういった中で相談体制でございますが、現段階では充足をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 平成15年、16年をピークとして、横ばいというようなことです——今のところは横ばいであるということですが、今担当となる窓口、対応に当たっている職員の方の人数は何人ぐらいで対応されているのか、伺いたいと思います。

○子ども生活部長（木内和郎君） 現在の体制でございますが、他の事務事業も含めて兼務をしている正職員が1名、それから嘱託員が1名、それから臨時職員が1名、そして非常勤の消費生活相談員、これが週2回勤務でございますが、その1名という体制で実施してございます。

○委員（二宮由子君） 正職員、臨時職員、あと専門相談員が1名ということで、全部で4名でしょうか、一応御担当されているというのは、他市では、どのような配置で相談事業を行っているのか。というのも、当市では一応相談という日程は週2回、今行われていると思いますけれども、消費者センター、当市ではないですが、11市では消費者センターを一応開設されているということでございますので、他市の人員の配置ですか、近隣市で結構ですので、もしも把握していれば教えていただきたいんですけど。

○子ども生活部長（木内和郎君） 現在他市の状況でございますが、先ほど申し上げました消費生活センター、これは専門の相談員を置いて消費者教育、あるいはテスト施設などを専用で使える常設施設を持っている市が11市ございます。それから消費生活コーナー、これは専門の相談員を置いて、あとは展示だとか資料を置く施設を持っている市、それが2市でございます。そのほかに、消費生活専門の相談員を置くところが当市を含めて12市という状況でございます。あと他市の状況については、担当課長のほうから説明いたします。

○市民生活課長（吉沢寿子君） 他市の相談員の勤務体制の状況等でございますけれども、先ほど部長のほうから御答弁させていただきましてとおりの、消費生活センター、消費生活コーナー、消費生活相談ということで、26市それぞれ対応させていただいております。そのときの専門相談員でございますが、すべて非常勤職員という扱いになっております。勤務日数はさまざまでございますので、常設のセンターであれば月曜日から金曜日までの時間帯に置いているということでございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 今食品偽装の問題ですとか、あと振り込め詐欺の事件ですとか、架空請求ですとか、非常に消費者被害が相次いでいると思うんですね。それにもかかわらず、当市の相談事業というのが横ばいであるというのは、これ担当として、どのようにお考え——感じていらっしゃるのか、まず伺いたいと思います。

○子ども生活部長（木内和郎君） 先ほど申し上げました、平成15年、16年度をピークに相談件数が減少して、ここに来てやや上がっているという状況でございますが、これは全都を含めた傾向でございます。その理由でございますが、平成15年、16年ごろは、ちょうど携帯電話、あるいはインターネットを使ったワンクリックによる有料サイト利用料金の不当請求、そういったものが非常に多いということで、それらが事業者によって大分改善されてきました。また、そういったものを決して再度クリックしてはいけないということが浸透してきたと思いますので、それで件数は減ってきていると思います。

それで、19年度でまたここで少しふえてきましたのが、最近マスコミ等で報道されているとおり、社会保険事務所、あるいは税務署等を名乗る還付金詐欺、これは新たな詐欺ということで、そういったものがふえた件数、あとは、不払い等の保険の契約トラブル、そういったものがふえていることで増加傾向に転じているとい

うことで分析しております。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 済みません、ちょっと前提の話に戻るんですけども、陳情は地方消費者行政というふうにくくっているわけですけども、地方と言っても私は消費者行政というのは影響力の範囲の広さからいっても、都道府県の役割も非常に大きいのではないかと思うんです。単独市で対応していくには、限界も非常にあるのではないかという中で、東大和市内の部分に関しては12号陳情に譲るとして、現状市内の状況として、東京都との役割分担がどうなっているのか。それから、東京都ではどういう体制が用意されているのか。あとは、その中で現場の職員の方々がちょっと不便だとか、何とかならんかなと思うところがあるようでしたら、教えていただければと思うんですが。

○子ども生活部長（木内和郎君） 東京都の動向といえますか、状況でございますが、東京都は消費生活総合センターというのを持っております。多摩地区におきましては、平成9年に消費生活総合センターが立川市に開設されました。立川市の東京都多摩消費生活センターなどで相談業務が行われておりましたが、平成14年4月に直接の相談機能がなくなりまして、相談部門につきましては、もう一つ飯田橋でございます東京都消費生活総合センターのほうへ一本化されたところでございます。その後平成20年3月に、今までフェアレ立川にありました東京都多摩消費生活センターが、北多摩北部建設事務所3階へ移転したところでございます。こうしたところで、今までフェアレ立川に来ていろいろ相談、指導を受けていましたところが、立川の南口のほうに移転したということで距離が遠くなったこと、それから、相談機能が立川市ではもうないということで、そういった意味での不便といえますか、市民の方のサービスの低下が懸念されるところでございます。

なお、東京都消費生活総合センター、これは飯田橋でございますが、そこでの相談につきましては、消費生活相談が月曜から金曜日、9時から4時、架空請求の専用の相談も設けてございまして、月曜日から金曜日の9時から17時という体制をとっているということでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 東京都が、特に立川市での相談機能を縮小したという御答弁に受け取れたんですが、それは都道府県としては、東京都としては、自治体にそれを移譲すると、自治体——市町村でその消費生活相談などを行えという方針のもと縮小した形なんでしょうか。

○市民生活課長（吉沢寿子君） そういった市町村に移譲するから、多摩で相談機能をなくすといったような話はなかったというふうに聞いております。現在は飯田橋のほうですべて相談は担っているということでございます。

以上でございます。

○委員（佐村明美君） ほかの委員から意見がありましたけれども、私はこういった消費者相談、消費者の問題というのは身近なところでやる必要があるかと思えます。あとの陳情に入ってきますので、そこまでは触れませんが、当然これは一元化、ネットワーク——とりわけこうした消費者相談については、緊急性を帯びるということもあれば、24時間対応の必要性もありますので、それが自治体でできるかということ、なかなか課題もあります。そうした意味では、やはりこうした東京都なり、そうしたところでの対応も必要になるかと思えますので、当然これは消費者センターを東京都、また常設のセンターを各自治体とする必要はあると考えますけれども、その辺の流れる的には行政としては、どう取り組んでいかれる予定でしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 一つには、国民生活センターが全国の消費生活センターに持ち込まれた消費

生活相談、あるいは苦情、そういったものを収集したデータベース、これはパイオネットと申しておりますが、それが各市町村に配置されてございます。そういった意味で、消費生活相談を行う上で消費者をめぐるトラブルの全国レベルの発生状況、あるいは事業者の状況、過去の解決手段、そういったものがデータベース化されておりますので、かなり市町村の窓口での対応が迅速かつ正確にできるようになりました。そういったこともあってのことだと思います。現在このパイオネットを当市でも利用しております、迅速な解決に寄与しているところでございます。今後もこのパイオネットは引き続き使用していきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） この陳情については、陳情理由の冒頭で食品の安全、表示の分野における食品偽装表示事件の多発、輸入冷凍ギョーザ毒物混入事件等々、ガス湯沸器等々、さまざまな消費者被害が起きていると。これが大きな社会不安、社会問題にもなっているという認識に基づいて、消費者行政を抜本的に拡充すべきだと。政府の側も消費者庁の設置も含めて、その必要性については認めているという状況だと思うんですね。その点で、先ほど東大和市の相談体制については充足しているという話ありましたが、現在やっている事業については体制が充足しているということであったとしても、今の消費者被害の多発、消費者の不安という問題を解決するために、それが決して十分なことではないということだと思うんですが、そこについて確認したいと思いますが。

○子ども生活部長（木内和郎君） 先ほども説明させていただきました19年度の相談件数が194件ということでございまして、委員おっしゃるように、現行の状況では日数と時間で相談件数をこなせていないという状況ではございません。そういった意味で、現在は充足してございますが、当市におきましての特徴といたしましては、高齢者、60歳以上の方からの相談が3割強を占めてございまして、これは東京都全体からすると、大体東京都全体で約20%でございまして、それと比べると多い状況でございまして。そういった中で、やはり高齢の方は相談について、かなり1件当たりの時間が要する部分でございまして。現在では、例えば電話相談ですと20分以上、お越しいただいた場合には1時間以上時間をかけまして、じっくり相談に乗っているという状況でございまして、今後こういった高齢者の被害、あるいは相談がふえた場合については、引き続きどういう状況がとれるか、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 12号陳情とかぶってしまう点が多いんですけども、今消費者庁というお話もありましたので、あえて申し上げますけれども、民主党としては行政の肥大化となる消費者庁の設置については反対でありますけれども、政府が進めている消費者行政一元化については、多少意見が異なるもののおおむね一致しておりますので、この陳情の趣旨というものを見させていただきましたが、消費者庁の設置に関して踏み込んだものではなく、法整備の充実や財政措置に関することですので、当市の現状を踏まえると基本的には賛同できるものと私どもは考えています。

今この財政措置、陳情の趣旨の2番の「地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充、強化するための財政措置をとること。」ということですので、こういった財政措置が国からとられた場合には、当市としても消費者相談窓口ですとか、消費者生活センターのようなものが設置が可能だというふうなことで認識をよろしいのでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 先ほども答弁させていただきましたが、現在消費生活センターの設置の義務

化というのは特にございません。そういった中で、当市では生活相談、あるいは消費生活相談の専門相談員を置くということで、13市の中に入っているわけでございますが、今後消費者センターの動向、あるいは消費者庁が来年度設置される方向で検討が進められているということでございますので、国の動向、あるいは都の動向等を踏まえた中で、総合的に検討していきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本陳情につきましては、意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（下条 学君） 次に、20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（小林知久君） ちょっと、これ用意していた話をするんですけども、まず内容の確認をさせていただきたいんですが、陳情趣旨にあります1番の「東大和市の消費生活相談の人員」ということで、これは先ほどの相談員ということで、今イメージとしてはそこなんだろうかと思うんですが、そういう認識でよろしいのかどうかということと、あと2番の「都と都下の有識者などから構成される地方消費者行政充実会議（仮称）」というのがありますが、これはもう構想か何かは東大和市の行政のほうには示されているんでしょうか。まずそこと、あと理由のほうであるんですが、先ほど件数のところは若干お伺いしたので結構なんですが、予算の

ほうですね、2002年の724万円が2007年の342万円になっているというあたり、これちょっと陳情者の内容をさらに聞くのも何なんですけど、内容としてどういう事業があって、この事実は——事実なのかというあたりをまず確認させてください。

○市民生活課長（吉沢寿子君） 今御質問のございました、消費生活相談の人員のところのとらえ方でございますが、こちらの陳情のとおりですと、やはりうちのほうの非常勤の嘱託員の消費生活相談員であろうというふうには考えております。

それから2点目の、こちらの陳情の2番目でございます「東京都地方消費者行政充実会議（仮称）への参加」、それから「東京都並びに他の市町村とからなる市町村協議会の開催等」ということでございますが、東京都のほうにもこの部分について確認をさせていただいておりますが、これらの会議の設置について、現段階では東京都は考えていないということで、それからこの陳情者の3弁護士会のほうからも、こういった会議について設置してほしいというような要請は、現時点では来ていないというようなお話がございました。

以上でございます。

○子ども生活部長（木内和郎君） 3点目でございますが、本陳情におきまして、具体的な予算額を提示した上で、当市の予算が大幅に削減されていると、そういう御指摘がございます。この金額につきまして確認いたしましたけど、これは東京都消費生活センターが集計いたしました、東京都区市町村消費者行政概要調査の回答、これをもとに作成したものと思われまして、この陳情でございます平成14年度予算額、これは724万1,000円ということになってございます。実際の14年度の予算を調べましたら、723万1,000円でございますが、先ほど申し上げました東京都の調査では、消費者行政担当組織で所管いたします事務事業すべてが調査対象となります。こうしたことから、調査項目中「その他」といたしまして、住宅改善資金融資事業の事業費を掲載してございます。この事業費でございますが、住宅改善融資の預託金でございますが、消費者保護対策事業費とは別の事業でございます。この事業費が、平成12年度から平成15年度までは450万円強ということでございました。それが、平成16年度以降は150万円に削減いたしました。そのことから、予算の表記としては高額になっているということでございます。

実際の金額を確認いたしますと、消費者行政に特化いたしました事業費は、平成14年度予算額ベースで272万8,000円、決算ベースで229万898円、それが平成19年度になりますと、予算ベースで192万8,000円、平成14年度と19年度を予算で比べますと80万円の減でございます。また、決算ベースでは19年度決算、これはまだ見込みでございますが172万1,711円ということで、決算ベースで見ますと14年度と19年度の差は56万9,187円の減となっております。

○委員長（下条 学君） 答弁中に大変申しわけないんですけども、資料等が提出されるものがあれば、先に提出していただきたいと思いますが、資料等ございましたら、その点ちょっとお願いいたします。

○子ども生活部長（木内和郎君） ただいまお話した内容をざっと書いた資料をつくってございますので、配付してよろしいでしょうか。

○委員長（下条 学君） 資料配付という話がございました。

この件に関して、答弁側で資料を作成しているということです。皆さんにお配りしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） それでは、資料を配ってまた説明をしてください。

〔資料配付〕

○子ども生活部長（木内和郎君） ただいま資料をお配りさせていただきました。それを見ておわかりのように、平成14年度の予算額で見ますと、予算額合計では723万1,000円でございます。それが、19年度には342万8,000円ということで、大幅に削減されているように見えますが、消費者行政に特化したものを見ますと、網かけの部分です。これが、平成14年度では272万8,000円が、平成19年度では192万8,000円、決算ベースでも同様になっておりまして、それが先ほど言いました予算ベースでは80万円の減、決算ベースでは56万9,187円の減となっております。

この減の理由でございますが、14年度と19年度を比較いたしました。まず米穀登録事務費、これが平成15年度をもって、この事業が終了いたしました。それから、公衆浴場基幹設備費補助事業が組織改正によりまして、他の部署に移りました。こういったことによるものでございます。この中には、事務事業の見直し等による事業費の削減等も含まれておりますが、ここで御指摘のあるような大幅に削減されているという状況ではないと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 14年と19年、20年でもいいんですが、この比較ですと、消費者保護対策事業費そのものはふえていて、その関連というか——消費生活情報体制整備事業費というところで、減った部分のほとんどになってしまっているんですが、この今の事業、消費生活情報体制整備事業、これはどういった内容のもので、どういった経緯で終了したのでしょうか。

○市民生活課長（吉沢寿子君） 消費生活情報体制整備事業費でございますが、これにつきましては、平成19年度から一番上の消費者保護対策事業費のほうに一本化をさせていただいております。この消費生活情報体制整備事業費につきましては、先ほど部長から御答弁させていただいておりますパイオネットという、国民生活センターと東京都の消費生活センターを結びます、全国消費者生活相談情報オンラインシステムの賃借料等の費用でございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） そうしますと、陳情の金額にあるほどの半減というほどではないという、住宅改善資金が減ったということで、確かにここの本件で関係する予算ではないところだとは思いますが、この半減というほどではないけれども、実質的には3分の2ぐらいにはなっているのかな、272万円と192万円というので見ると、やはり減ってしまっている。先ほど15年、16年が相談件数のピークであったということとの関連ですが、この金額の5年間での減というのは、相談件数が減ったから減ったというわけではなさそうですが、どういった事情で減っていったのでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） これは先ほども申し上げましたが、米穀登録事務費、微々たるものですが7万3,000円、これが事務としてなくなりました。それから、公衆浴場の基幹設備事業が組織改正で移行したことがございます。そのほかに、かつては臨時職員がいたわけでございますが、その臨時職員がいなくなりました。そのために臨時職員賃金が大幅に減額になりました。そういったもろもろのこともございまして、80万円の減となっているところでございます。そういった意味では、相談件数の増減とは大きな関連性はないと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（石川庄太郎君） 今小林委員のほうからも質問がございまして、部長のほうからも答弁ありましたけれ

ども、東大和市の消費者相談の人員の拡充という問題と、十分な予算措置ということで、趣旨にも載っておりますけれども、14年度から比べてみれば多少の事業が削減されている中で予算が減額されているということなんです、この趣旨どおりに人員を拡充できるのかどうか。また、十分な予算措置はとれるのかどうか、2点ばかりお伺いします。

○子ども生活部長（木内和郎君） 現在非常に市の財政が厳しい状況でございます。そういった中で、事業を精査いたしまして、必要に応じた予算を計上してございます。そういった意味では、もちろん予算は大いにこしたことはないんですが、現段階では充足できているのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐村明美君） 先ほど来から充足しているということの説明なんですけれども、消費者保護対策事業、先ほどの質問者に対して答弁がなかったんですけれども、この消費者保護対策事業は当然、根幹、基本的になるのは相談窓口かとは思いますが、さまざまな消費者への教育だとか、事業があるかと思うんですね。それは、今現行、陳情者のところの消費者行政の体制というようなことがあります、この事業そのものをしっかり、これだけの大きな問題を抱えている中で、体制を整える必要があるかと思えます。今この保護対策事業が具体的にどのように、相談窓口以外ですね、どのような事業をされているのか。私は、これからさらに教育といったことも大変大事になりますし、食育の問題なんかも大きな課題であるかと思えます。その事業と、それから充足されているとおっしゃっておりますが、この消費者相談事業が毎週水曜日と金曜日ということで、予約を決められたときに行くということで、消費者がその体制に合わせているという状況であるのではないかと思うんです。

そうした意味からすれば、先ほど来他市の状況、常設のセンターが11市ありますけれども、やはりこれはいつでも身近なところで、そういう相談体制が必要であるかと思えますし、かねてより週2日のところを常設にしていくという声は議会でも上がっていたかと思えます。これは、こういう体制だから人数が少ない、もっと充足した体制を整えていけば、消費者相談、いろんなことがもっと充足されていくのではないかと考えますが、この辺についてはどのように考えておられるでしょうか。

○市民生活課長（吉沢寿子君） ただいま御質問ございました市で行っています消費者行政に関する事業でございますが、平成19年度は消費者相談を中心にいたしまして、消費者講座を年2回、それから消費者見学会も年2回開催しております。それから、消費者展として市内のそうした消費者団体の方と連携をとりまして、移動パネル展を開催したり、それから市民ロビーで定期的に消費者向けビデオを上映をしたり、それから消費者だよりを発行、そのほか市民葬儀や斎場の利用の協定とか、生活用品の交換とかフリーマーケットを開催したり、それから都営住宅の募集等や地元割り当ての募集などを行っております。

相談が水曜日と金曜日しかないということで、それ以外につきましては、実際は水曜、金曜以外の月曜、火曜、木曜日にやはり消費者相談ということで寄せられてはおります。その場合は御本人からお話を伺いまして、相談者御本人に御意向を確認させていただきまして、水曜日、金曜日に専門の消費生活相談員が来たときに、改めて連絡をとらせていただいて詳細の相談に応じるか、例えばクーリングオフなどの緊急性がある場合には、東京都消費生活総合センターの電話を御案内して、緊急に対応していただくというようなことをしております。

私ども一般の事務担当者が、こういった形で電話を受けているのは月平均にいたしますと、大体8件程度ということでございます。例えば、ただ一時期、この前の5月、6月当たりに還付金詐欺の電話が非常に高齢者の方から多く、これはどうしたらいいんだというようなお電話が一時期多くかかってきたことがございます。

そのときには、事務担当者レベルで東大和警察署とも連絡を取り合いましてアドバイスを行って、そういったものは行かなくていいですよという形でアドバイスを行い、相談終了としておりますので、そういったものについては、わざわざ専門の消費生活相談員が対応しなくても十分職員で対応できるということでやっております。

それから、相談が確かにふえればいいのかということですが、この消費生活相談の場合は、やはりまず引かないということと、それから変な契約はしないというような形で啓発というか、消費者の方、皆さんにそういう形であやしいものには近寄っていただかないというようなことを、皆さんに知っていただきたいというふうに考えておりますので、引き続きいろいろなリーフレットを配布するなり、いろいろな団体の方に、そういうものを配らせていただいたりというようなことで対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時 1分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（下条 学君） 次に、20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 私は、この陳情については定時改正という大事な時期を迎えているわけですから、国に

きちっとした形で意見書が届けられるべきだというふうに考えています。それで、1点は障害者御家族の負担のあり方の問題が、ここで触れられていますけれども、作業所の方々から働いた工賃以上に費用を徴収するのは、利用者から理解が得られないというお話がありました。障害が重ければ重いだけ厚い介護が求められる、これを利益とみなして負担を重くするというのはおかしいということなんです。低所得者対策など行われているようですけども、結局、応益負担そのものの見直しがなければ解決しないというふうに考えています。

そこで幾つか伺いますけども、ノーマライゼーションという国際的にももう確立した考え方がありますけれども、障害がある方でも、ない方と同じように普通の生活が送れるのは当然の権利だという考え方だと思います。今北京パラリンピックが開催されていますけれども、プールに行きたいとか、散歩がしたい、芸術鑑賞に行きたい、最も大切な根本的な問題として、働いて自立をしたい、これは人間として本質的な要求だと思います。ところが、障害のある方はこの当然の要求を実現するためにも、さまざまな介助や支援が必要だ。これを利益とみなして負担を課す応益負担は、このノーマライゼーションという考え方に反するのではないかと思うんですが、この点どうなのかということが一つです。

それから、障害者自立支援法の中で、このノーマライゼーションという考え方は、どのように位置づけられているのかという問題がもう1点です。

それから、応益負担の問題点を除去するために、低所得者対策などの見直しが行われているようですけども、補装具などは除外されているというふうに聞いています。一連の見直しで、どの点が解決されて、補装具のように取り残されている問題はどのようなものがあるのか、伺いたいと思います。

それから、東大和市でも今年度ガソリン費補助などのカットがありましたけども、普通は電車やバス、自転車や徒歩で移動できるものを、別途費用が必要になる。その補助がカットされたわけですけども、東大和市としてはガソリン費補助などのカットは不必要なものと考えてのことなのか、それとも国や東京都が行うべき事業と考えているのか、国がこのガソリン費補助やタクシー券などについては、障害者自立支援法の中でも、外でも結構ですけども、どのような考えを持っているのか、伺いたいと思います。

**○障害福祉課長（町田悦郎君）** 支援法の関係に関しまして、応益負担という御質問がございました。

支援法におきましては、定率1割と月額上限の設定という仕組みになってございまして、応益負担という表現につきましては、直接的な表現としては使用してございませぬので、御理解をいただきたいと思います。

なお、2番目のノーマライゼーションの関係でございまして、支援法におきましては、就労、あるいは自立、社会参加ということを中心に支援をしていくと。障害者基本法の理念に即して、法の目的もできているというところでございます。

三つ目の補装具等の問題でございまして、こちらにつきましても、一定の所得の区分によりまして、上限を設定をしているという内容でございまして。

ほかにそういったものといたしますと、地域生活支援事業の中におきます移動支援でございまして、こういった事業がございまして、こういったものにつきましては、所得の低い方につきましては、3%に軽減をするというような仕組みとしてございまして。

4番目のガソリンの関係でございまして、こちらの事業につきましては、本年度より内容の改正を行ったところでございまして、市のほうでは別の事業でございまして、タクシー券の補助事業というものを実施しているところでございまして。この二つの事業を比べましたときに、ガソリンの制度の御利用者の等級が比較的幅が広いということがございました。そのような状況を確認をいたしまして、また26市の同様な制

度の比較をいたしまして、ガソリン事業につきましては、タクシー券の対象となる障害の内容と同一の内容にさせていただくという内容で整理をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今の話で、要するに障害者の方々が普通の生活が送れる、そのことに対して対価として費用がかかるという仕組みそのものについては、やはり否定されなかったと思います。それで、市民の方、障害者の方、御家族の方々から、この負担のあり方等について、市にどのような要望や意見が寄せられているか、伺いたいと思います。

○障害福祉課長（町田悦郎君） このたびの陳情の中にもございますけれども、本制度につきましては、本年7月より緊急対策という形で実施をされております。この中におきましては、在宅サービス等につきまして、個人を基本とした所得段階の見直しがなされてございまして、また費用の負担につきましても、本則の内容から比べますと、著しく軽減をされた内容となっております。現時点におきまして、特に利用者負担についての御意見と申しますか、そういったものは特段いただいてないという状況でございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 現にこの陳情が出ているもとの、市民から特段の要望が寄せられてないというのは事実認識として全く間違っているのではないかというふうに思います。

それから事業者の問題で、今の障害者自立支援法のもとで事業を継続していけなくなる、もしくは事業の質を落さなければやっていけなくなるという問題についても声が寄せられています。要するに、例えば身体障害者の方もそうですけれども、精神障害者の方々もきょう元気で来ても、あしたから1週間、1カ月全く来ない状況になってしまうという事態が往々にしてあると。それが日割りということになってしまえば、かといってその方々を切り捨てるわけにいかないわけですから、事業所がやっていけないという事態などについても声が寄せられていますが、この点について、市のほうで状況をつかんでいることがあれば伺いたいと思います。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 市内におきましては、事業所がみのり福祉園という状況でございます。他市の法内の施設を御利用されている方も多々おいででございます。

なお、今御質問がございました課題に対しまして、国におきまして対応してきておるところでございますけれども、従前の月額から日割りになったことに伴います減少する収入の補てんでございまして、本年4月からは通所系のサービスにつきましては、単価のアップを図ったというような状況が現在なされているところでございます。

なお今後、小規模通所授産施設につきましては、平成23年度末までに法内化という問題がございますけれども、日割り利用の問題等の課題が考えられるところでございますけれども、これにつきましては、東京都のほうで期限は定めない形でございまして、利用者の数に応じて一定の費用負担をするということが、現在制度化をされているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今の東京都での一定の費用化という問題について、現実問題として収入が減らないのかどうかということが1点、伺いたいと思います。

それから、今の利用者負担のあり方、それから事業者の事業継続についての問題点、いろいろ答弁いただきましたけれども、いずれにしても大きな改善が求められている状況であるということは明らかだと思います。そういう点で、障害者や御家族の実態、事業所の声などをよくつかんで、徹底的な検証に基づいて慎重な審議

が必要だという、ここの陳情項目第3点についても、そのとおりになんだろうなというふうに思うんです。この点で、障害者自立支援法については、当初介護保険との統合を視野に入れていたようですけども、現状ではその方向は一たん白紙に戻っているというような状況だと思いますが、どのような問題があったのか、理由はということなのかという点について、伺いたいと思います。

○障害福祉課長（町田悦郎君） まず1点目の収入の問題でございますけれども、ただいまの東京都の補助制度といいますものは、現在の補助によりまして運営をしていただいております小規模の作業所等が法内化に至った場合の報酬に伴う収入と、現在の補助金に伴う収入との比較論の話かと思えます。施設の内容、あるいは御利用者の状況によりまして、精神の障害の方、身体、知的の方によりまして、御利用の状況でございますとか、さまざまな状況が考えられると思えます。その場合に、現在の補助金と報酬に伴う補助金との状況が、日割りを含めまして、今後どのように変動していくかということでございますけれども、各事業所におかれまして御利用者の状況等によりましてものですから、現在の私どものこの場で、どの事業がどういった増減が出てくるかということは、明確にお答えをすることは困難でございますけれども、東京都におきましては、一定の事業所等の状況を踏まえて、そういった補助制度を創設をして対応をしてみたいという状況でございます。

2番目の介護保険との状況でございますけれども、こちらにつきましては、統合という方向はなくなっているというふうに認識してございます。

どういった点が困難かということでございますけれども、国における審議会等で多々議論をされているところかと思えますけれども、やはり障害の方のさまざまな生活の多様性の問題等が、やはり高齢者の方の部分と異なってくるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） あと東京都の補助があるという話で、それぞれの事業所によって異なるので一概に言えないというお話でしたが、みのはどうなんですか。

○障害福祉課長（町田悦郎君） ただいま申し上げました東京都の作業所等の法内化に伴う補助金でございますけれども、これはこの陳情をいただきました団体の皆様が法内化に移行されたときに、現在の補助金と今後の報酬等の体系によりまして収入との、場合によってはマイナスということも考えられるところでございますので、そういった経費の一部を補てんをするというような内容の事業というふうに理解しております。ですから、みのは福祉園につきましては、既に旧法でございますので、法内の事業に今後単純に移行いたしますので、この補助金は活用はできないということかと思っております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 陳情の趣旨にもあるように、「この自立支援法の施行によって居宅サービスの利用を控える人、通所を断念する人、また利用料が払えずに滞納がかさんでしまった人などが続出しました。東大和市の当事者も、その例外ではありません。」ということですので、例外ではなかったのではないかと思うところですけども、実態として、この陳情項目にもある障害のある人の所得の実態というのは、市としてどのように把握していらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○障害福祉課長（町田悦郎君） まず、お答えをする内容かどうかあれでございますけれども、前段にございましたサービスの利用を取りやめられるというような状況でございますけれども、全国的な調査におきましては、そういった報告を聞いてございますけれども、当市におきましては、特段そういったお話はなかったのではないかというふうに感じております。

2番目の所得の捕捉の問題でございますけれども、基本的に私どものほうでサービスの利用決定をさせていただくときに、世帯の方の状況でございますとか、所得の内容の申告でございますとか、資産の状況の申告等をいただくわけでございますけれども、そういったことから間接的に確認をさせていただいているというところでございます。対象の皆様具体的にそういったこととは関係なく、調査をさせていただいてきているということはないのが実態でございます。

○委員（二宮由子君） ということは、東大和市内ではそういった当事者の方が通所を断念されたりとか、そういうことはなかったというふうに御認識をされているということですね。そうしますと、利用者負担という面で先ほど御答弁いただきましたけれども、緊急措置の前にも特別対策、この陳情の中にも書いてありますけれども、期限付きの特別対策というものと緊急措置をあわせて、その利用者負担というのはどのくらい軽減されたのか、伺いたいと思います。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 利用者負担の区分につきましては、生活保護の方から低所得1、低所得2、一般という形で、まず4区分に分かれるところでございます。この中で、例えばでございますけれども、この7月からの状況で御説明いたしますと、訪問系サービスを御利用していただいている例えば低所得2という方がおられた場合には、本則でいきますと2万4,600円でございますけれども、これが3,000円という状況が上限額というところでございます。また、日中活動系のサービスを御利用していただく方につきましては、2万4,600円が1,500円というのが資産等の要件に伴う軽減後の金額になるという内容でございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 軽減はされているということですが、緊急措置としての対応ですので、特別対策や緊急措置はあくまでも法律の定着や状況を踏まえての特別な措置でありますから、永久的にこれは保障されるものではないという認識でよろしいのかどうか、確認させていただきます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 1番目の円滑施行特別対策でございますけれども、こちらにつきましては、基本的には18年度から20年度までということでございます。また、2番目の緊急措置ということにつきましても、来年の3月末までということが、現在の中での内容というふうに理解しております。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 自立支援法に関しては、私自身も非常に粗い制度だなというふうに思っておりますが、今回——非常に自立支援法というのは幅が広いので、陳情を出された方々の——陳情者のちょっと顔ぶれを見た上でちょっと作業所関係の質問をさせていただければと思うんですけども、例えば自立支援法上での作業所の位置づけですね。というのも、大分幅が広過ぎて、市内の作業所もいろいろな価値観のもとにやっているというように見受けられます。

例えば、いわゆる福祉的機能を重視してデイサービスのサービスを重視している作業所もあれば、より就労に近い視点でやっているところもある。それから例えばデイサービスの中でも、いわゆる利用者の社会参加という視点が強かったり、同居されている御家族の方の負担軽減という視点が強かったり、それから例えば利用者の社会参加と言っても、引きこもりにならないよう第三者とのコミュニケーションを大事にする、そういうある意味本当に人間としての尊厳の第一の部分を求めているところであったり、より高いレベルで芸術とか文化などですね、そういうより高い人間としての生きがい追求していただける場所だったり、作業所と言っても、これだけの自治体レベルでは幅がある施策になっているというふうに私は思っているんですが、まずその市の認識はあるのかどうかという点。

あわせて、この定時改正に当たって、例えば介護保険制度ですと市からある種の提言をまとめさせて上に上げて、それも都がまとめて国に上げるという、何か吸い上げ制度があるわけですけども、この自立支援法の改正に当たっては、そういった自治体の今ある多様な現状を吸い上げていくような制度というものはあるのでしょうか。その2点をお聞かせください。

**○障害福祉課長（町田悦郎君）** まず、1点目の現在の作業所の関係でございますけれども、市内には大きく分けますとですが、心身の施設がございます。その中におきましても、小規模の社会福祉法人格をお持ちの団体が、この陳情のお名前の中でも4カ所あるかと思っておりますけれども、そうでない場所が1カ所でございますが、ほかに精神の作業所さんが3カ所ございます。

まず、1点目の通所の授産関係の社会福祉法人の団体の方でございますけれども、こちらの団体につきましては、現在の身体障害者福祉法、または知的障害者福祉法におきます通所授産施設という中の小規模通所授産施設ということで、みなしの法内施設のような形になっております。法人格を持っておりませんが、この中で例えばばるさんでございますけれども、こちらはそういう意味でいきますと、任意の設立という形になります。

精神の施設につきましては、授産という役割とは若干異なりまして、社会との接点、あるいは社会復帰のための訓練を主に支援をするという機能でございます。身体、知的の授産の施設とは役割、機能が若干異なっているというような状況でございます。

なお、社会福祉法人格をお持ちのこの施設につきましては、障害者自立支援法の附則におきまして、平成23年末までの政令の定める日までに支援法の定める事業に移行するという規定になっているところでございます。

また、そのほかのばるさん、あるいは精神の施設でもございますけれども、既にここでNPO法人という資格を取得をされてございますけれども、先ほどの都の補助金、あるいは法内化というものに関連いたしまして、法人格が必要だということもございまして、各団体におかれましては、今後、小規模の社会福祉法人ではございませんけれども、法内化の方向を御検討をされている中で、法人格を取得をされてきているというふうに理解をしているところでございます。

それから、2番目の吸い上げという問題でございますけれども、こちらにつきましては、市長会におきまして、最終的には全国市長会ということでございますけれども、本年6月に取りまとめを行いまして、国の各省庁に要望、要請を行ってきておりまして、利用者負担の問題でございますとか、超過負担の問題でございますとか、各事業所の運営の適正化といった内容を主に3項目に区分をいたしまして、要望を行ってきているというところでございます。

以上でございます。

**○委員（小林知久君）** 私が言いたかったのは、ちょっとわかりづらくなってしまったんですけど、法人格の有無とか、それからそれぞれのサービス内容、もうそれこそ同じ授産施設でも若干それぞれの考え方は違って、要は多様なニーズであると。先ほど課長も御答弁されていましたが、この多様であるという認識は当然されていると思います。その多様性に個々にやはり対応していくというのが自治体の責務であると思いますし、大枠の制度はありながらも、その制度をうまく活用して個々のニーズにしっかり対応すると。当然大枠の制度は大枠ですので粗さもあります。個々のニーズを積み上げていった上で、大枠の制度を変えるようメッセージ、努力していくというのも行政が橋渡しをするべきではないかというふうに思っていますが、そういう認識はあるのでしょうか。

もう1点のほうは、市長会しかないということですね。介護保険のほうは実務レベルで報告を上げたり、課長会議があったりとか、現場とのすり合わせをしていく場所があると思うんですが、自立支援制度のもとでは、そういう機能は今のところなさそうということでしょうかね。そこだけ確認させてください。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 1点目の御質問でございますけれども、制度が大きく変わってきておりまして、これからもまた大きくさまざまな御要望、御意見等によって変わってくるのだらうと思っておりますけれども、市のほうも各団体との話し合いの機会をなるべく持つようにいたしまして、基本的に障害者基本法の目的でございます自立と社会参加と、またそれを受けた障害者自立支援法の目的に沿ってですね、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

2番目の介護保険との比較の中での意見の吸い上げでございますけれども、障害のほうにおきましても、26市の課長会、あるいは23区の区の課長会がございます。ただ、こういったものは基本的には現場的な部分がございますので、東京都におきます施策を中心といたしました要望でございますとか、補助制度の創設でございますとか、改善といいますか、そういったものを中心に、非常に現場的な部分で御要望申し上げる内容が多くなっておりまして、現時点におきましては、市長会のほうにおきましてそういう行動がございますので、課長会におきましては、東京都の対応を中心にさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） わかりました。

全体として、恐らくこの陳情の個別の字句は別としても、総論としてはおおむねやはり意見は言っていかなくてもいけないというところじゃないかと思っております。あと、私自身はこの本件に関しては趣旨採択にして、その上で意見書を提出するというのがよろしいのではないかなと思っておりますので、この際動議を提出いたします。

本件につきましては質疑を終了し、討論を省略しまして、趣旨採択として採決されることを望みます。委員長において、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○委員長（下条 学君） ただいま小林委員から、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本の見直しを求める意見書提出に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

意見書の提出でございます。

お諮りいたします。

ただいま趣旨採択と決しました本陳情につきましては、意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたくと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。  
暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

---

午前11時36分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（下条 学君） 次に、20第16号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたします。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第16号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（二宮由子君） この陳情の要旨の中の「基本計画策定に向けて、市民参加に基づいた検討委員会を設置してください。」ということですが、基本計画策定までに当たっては、御利用されるのは市民の皆様です。御自分たちの納得できる方向で進めるためにも、市民参加が当然必要であるというふうに思うんですね。そこで、この市民参加の検討委員会が設置された場合、現在ある基本計画（案）というものは、これは白紙になってしまうのかどうかということと、今後のスケジュールですね。一応1年間、今回の事業、延期をされているようですが、そういった今後のスケジュールがどのように変わるのか、伺いたいと思います。

○福祉部副参事（原島真二君） 現在予定している計画では、これから基本計画（案）を改めて皆さんに見ていただきまして意見をいただく——最初に素案をいただきまして、基本計画を示すというようなことを考えておりますけれども、改めて検討委員会を設立するとなると、条例等で委員会を設定する必要があるかと思っておりますので、20年度におきまして12月になりましようか、補正予算の計上とか、条例設置をして、20年度に1回開けるかどうかかなというふうに思っておりますので、21年度以降に検討委員会を実施するという段取りになるかと思っております。

以上です。

○委員（二宮由子君） そうすると、今現段階にある基本計画（案）というものは白紙になってしまうということでしょうか、伺います。

○福祉部長（榎本 豊君） その委員会の持ち方にもよるかと思いますが、決めていく事業、今「案」の中で決められている事業ございますけれども、それを決めるに当たってのプロセス等のことについて御意見ございますので、やはり白紙に戻してからやったほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） この陳情の要旨にあります基本計画策定に向けての検討委員会ですから、もちろん白紙に戻されるというお考えもあるでしょうけれども、しかしながら市民懇談会という形で市民の皆さんから何回か、何度も集まっていたいただいて御意見もちょうだいしたので、それが無駄と言うのは失礼ですけども、そういった状況になってしまってもいいのかどうかということと、あともう一つ、東京都から土地を購入した際に、

何らかの制約があったと思うんですね。私ちょっとこれ記憶——定かではないので、それを確認をさせていただきたいんですけども、東京都の土地を購入するに当たっての制約があるようでしたら、伺いたいと思います。といいますのも、どんどん計画が延び延びになっていってしまって、東京都との契約上、何か問題が生じてしまってはいけないと思いますので確認させてください。

○福祉部副参事（原島真二君） それでは、私のほうから用途の制限というようなことで説明をさせていただきたいと思います。

土地売買契約書を平成19年9月に取り交わしましたが、この中におきまして、用途の指定ということで、乙は——乙というのは東大和市ですけども、この土地を所有権移転の日から起算して10年間、健康福祉施設用地として使用しなければならない、というような用途制限がなされております。

また、それに先立ちまして、平成18年8月に市長名で東京都知事に保健所建設予定地跡地利用計画というのを出しておりますけども、その中におきましては、活用目的を記した上で用地取得から施設の建設、開設までのスケジュールというようなことで、19年度に用地取得、20年度に設計、平成21年度施設の建設、平成22年度施設開設というような文書を出しております。

以上です。

○委員長（下条 学君） 暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

---

午前11時42分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部副参事（原島真二君） 用途制限というようなことは、以上述べただけでございますので、ペナルティー云々ということにつきましては、私どもはそのようなものはないと承知しております。

以上です。

○委員（二宮由子君） そういたしますと、例えば10年間というくくりの中で福祉に活用するということですので、もしも当市の財政状況とか、あとこの検討委員会の中とかいろいろ含めまして、土地購入後10年たってしまって、その後だったら何つくってもいいというふうに解釈していいのかどうか、確認だけさせてください。

○福祉部副参事（原島真二君） 最初から、いつくるというようなことの細かいところまではないんですけども、所有権移転の日から起算して10年間、健康福祉施設建設用地として使用ということがありますので、その年につくるのが一番よろしいかと思うんです。買ったときに、すぐにその供用できれば一番いいと思うんですけども、現在そのための建設とかの準備の期間として、建物はできていませんけども、猶予というふうに理解しておりますので、年次計画を示していることもありますから、これに従って基本的には進めていくのが市の責務かなと思っております。

ですけども、これにかなわないような場合、今実際に設計がおくれるような状況でありますけども、こういう状況につきましては東京都に報告して、そういう状況の現状については報告して調整をとっていく必要があるのかというふうに考えております。

以上です。

○委員（小林知久君） 今のやりとりの中の御答弁をお聞きますと、計画を一たん白紙に戻して、21年度検討委員会を設置するというふうに聞こえましたが、それでよろしいでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） この検討委員会を設置ということで採択された場合、しなければならなくなった場合には、そのように考えているということで、先ほどお答えいたしました。

以上でございます。

○委員（小林知久君） もう1点確認ですが、現状設計予算をもう落してしまって、19年度の設計というのは実現できなくなりました。失礼、20年度の設計予算を落してしまって、都に出した計画というのは、もうできなくなってしまったと、ずれてしまったという中で、都に提出した計画に関しては、延びてしまっていることに関しては、都の一定の理解があるということですかね。あわせて、契約上10年間の保健福祉施設での利用ということのみで、土地売買契約の中ではことし設計しろという話はないということでもよろしいですね。

○福祉部長（榎本 豊君） 前回の議会終わりました、早速東京都に相談に行ったところでございます。その中で、現状で考えられるスケジュールを申し上げまして協議させていただいたんですけども、やはり現在考えていた年次計画がはっきりしたところで、再度また相談してほしいというところで済んでおります。一応今のところ6月にお話ししまして、7月に正式に協議した段階では、1年は延びるというようなところを報告したところでございますので、実際に東京都におきましては、新たな年次計画がどのようになるかというところで判断したいというような返事はいただいているところでございます。

以上です。

○委員（森田憲二君） 確認も含めて、ちょっとお聞きします。

この陳情が出なかった場合のスケジュール、それから先ほどの答弁は出たときのスケジュールだと思います。まず、この陳情を関係なく、現状としてどのように持っていきたいのか、ちょっとその辺はどういうスキームでいくのか、ちょっと教えてください。

○福祉部副参事（原島真二君） 今考えている予定でございますけども、庁内で実施事業について、新たに組み込む実施事業をいろいろと要望があります短期入所等を中心に考えているわけですけども、それらの見直しをこれから正式に決めまして、決まった後におきまして、10月2日に実施事業の説明会を開催したいと思っております。その後、今考えている実施事業について、10月半ばぐらいに部門別で時間を区切りまして、検討事業の意見を、懇談会を開きまして意見をいただくと。11月に入りまして、施設、設備について改めて意見をいただいて、12月の下旬ぐらいに今考えている基本計画（案）を修正したものを修正素案というようなことでお示しをしたいと思っております。これにつきましては、議会のほうにも修正素案をお配りするとともに、12月下旬には市民の説明会を開催いたしまして、それをもとに意見をいただいた後、2月の半ばぐらいに修正案を示しまして、2月の下旬に修正案の説明会を市民向けに行いたいと、このように思っております。

以上です。

○委員（森田憲二君） 1年間延びた——延びたという、その理由は何回もいろんな角度から聞かれていると思うんですけど、まず延びた理由。それから、今日程を示してもらったんですけど、延ばした理由と今の日程とをちょっと整合性というか——一方的な考え方で市民からの意見とか云々とか聞きますよと、それも多分一、二回だと思うんですよ。そんなもので修正できると思っているんですかね。

それから、陳情が出されなかった場合についてはということは今聞いたんですけど、これ出された場合、大分変わってくると思うんですよ。先ほど聞いたように、2月から3月に第1回の委員会が開催できればいいと、年度内に。そうなってくると、1回や2回の委員会では当然済まないと思いますよね。その場合の想定ということになってくると、大分日程的にもまだ1年、2年じゃなくて、相当延びてくると思うんです。という

のは、はなから1年間延ばした理由というのと、自分たちでつくったスキームというのと大分違ってくるんじゃないかと思うんですよ。ならば、わざわざ補正まで起こして取り下げる必要性はないと思うんですよ、それが一つ。

その辺をどういうふうに考えているのかというのと、それから本来実際問題としてやる気があるのかどうか。それから、市民参加だ市民参加だと口だけで言っているけど、実際聞ける話というのは、市民からの意見を求めるのは何回やっているの。議会に提出しますよ、修正案の素案を出しますよと。ということは、もうできているということで解釈していいわけですよ。来月の見直し、それから来月の中旬だとか、そういったことを言っているけど、そう簡単にはすぐできないと思う。できているから出せると思うんだけど、ということは市民参加ということについて、何を基本にしているのか、その辺ちょっと重複するかもわかりませんが、お聞かせください。

○副市長（小飯塚謙一君） 私のほうからは、この事業そのものがやる気があるかどうかという問いでございますが、市としましては、これは市民のためにはぜひやりたいというふうに思っています。これは、福祉の当然核となる施設というふうに考えているところと、また福祉の底上げを考えています。そういうことで、この事業としてはやりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） どうして1年おくれたかということですが、やはり3月末に基本計画（案）が固まらなかったというところで、やはりそれからスケジューリングいたしまして、3月の時点では、6月までには決められれば——合意を得られまして、基本計画の「案」がとれれば今年度予定していた設計等ができるというふうに考えているところでございますが、ことしの5月ですけれども、懇談会を2回ほど行いまして、基本計画（案）の説明をして意見をいただきました。その中で、やはり今の計画（案）の中では、合意は得られないなというところで判断したところでございます。

それで、その市民の討論で大きな会合というのは、今ちょっと5月に2回やりましたけれども、その後前後いたしまして、それぞれの団体で説明会に3回ほど出かけてまして、その後8月からは、障害者の団体との話し合いを4団体ほど、4回ほど持ったところでございます。

それから、ちょっと前後いたしますけれども、10月の説明会でほぼ決まっているんじゃないかということでございますけれども、それらの懇談会、説明会を通しまして、市の中で庁内の検討会を立ち上げまして、その中でその声を反映させる方向で今のところ3回ぐらい開催したところでございます。その中におきまして、新たな事業、例えば先ほど御説明いたしましたけど、要望が多くて計画（案）の中には盛り込めなかった事業についても、盛り込んでいこうというようなところで検討会の中で一定の方向が出ましたので、今月末に庁内で検討いただいて、10月の説明会に説明をしたいというように考えております。

それから、後ろを切ってというようなところでございますけれども、あくまでも「案」でございまして、市長が言ったとおり、お話ししたとおり、その説明会というのは何度かやはり繰り返して行く必要はあるとは思っております。ここで、1回で10月、11月というところで決まらなければ、またさらに次にやっていかなければならないかなと思っております。あくまでも仮定の話でございまして、そこである程度の合意が得られれば、修正素案を12月にお示ししたいと考えているところでございますので、それは先にありきではございませんで、やはり懇談会、それから庁内の検討会というのを繰り返して行って、合意の方向に近づけなければならぬかなと思っております。

以上でございます。

○委員（小林知久君） ちょっと整理させてください。

非常に話が錯綜しているんですが、今御答弁されたのは現状のスケジュールですよね。その前に、陳情が採択された場合、要はここで議会で意思が示された場合、21年度に検討委員会を設置して検討するという御答弁もありました。これは、たればの話ですが、現状の今御説明されたスケジュールの中で、よく市民の意見を聞いていくというのはもちろんなんですが、採択された場合、その上できっちり検討委員会をつくって議論していきますよと。「白紙に戻して」というのも言うておりましたが、ゼロベースに近い形で議論、その上で議論していきますよと、21年度に議論していきますよという御答弁だったかと思いますが、そういう整理でよろしいでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） 市とすれば、市の今考えでございまして、できることであれば、市民の意見につきましては、現在の考えで引き続きやっていきたいというふうに考えているところでございます。それで、今出ている陳情の関係でございまして、陳情で検討委員会云々という話であります。もし検討委員会の関係で、これ部長のほうから答弁があったとおり、これが採択された場合につきましては、当然考えた上、これも一つ考えの上で、どういう方法でやっていくかというのは、再度市長とも検討した上でやっていきたいというふうに思っています。ただ現在市のほうで考えていますのは、今の方法の中で市民の意見を十分聞いた中で、それを尊重した中で進めたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（小林知久君） 現状のやり方があるけれども、陳情が採択されたらば、それは重く受けとめて、現状のやり方を考える、もう少しつけ加えたりすることも検討を考えるという御答弁かと思いますが、それでよろしいですか。

○副市長（小飯塚謙一君） 再度の御質問でございまして、そのとおりでございます。当然市長のほうとも、議会のそういう意見でございまして、それを重く受けとめて、どうするかというのは、再度検討しなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

○委員（小林知久君） その検討委員会というのは、正直この陳情とか、一般質問の中で出てきている定義が幾つかありますが、ある程度市民の方に責任を持って考えていただいて、今までの懇談会ではなく、ある種の手続、決定までの手続がある程度、もうきっちり考えていただく、本当の市民参加でしっかり考えてもらうという、今までの懇談会ではない検討委員会であるという認識で検討されるのは、そういうことだという認識でよろしいでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） 今考えていますのは、私どもは現状の中では懇談会を開かさせていただきまして、よく説明をして、要するに御理解をいただきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（石川庄太郎君） 1点だけ、内容について今小林委員のほうからほとんど質疑がございまして、答弁いただいておりますが、検討委員会が設置された場合には、当然白紙に戻していろいろと意見を聞くというような形でお答えもいただきましたけれども、最終的にはいつかどこかで双方が歩み寄らない限りは、当然建設については、設計もできないような形だと考えられますけれども、最終的にもし検討委員会を設置しまして、意見をまとめて歩み寄って、市のほうではいつごろから基本設計に入って、建設に向けていくのか、その1点をちょっとお聞きしたいと思います。

○福祉部長（榎本 豊君） 修正案がどうなるかちょっとわかりませんが、修正案が決まった段階でない、なかなか次のことが申し上げられないかなと思っています。ただ、年次的には決まってからのスケジュールというのは、今までお示ししていたとおり、設計にやはり1年、ただその中で前回考えておりましたのが、1年間の間に基本設計と実施設計をというふうに考えておりましたけれども、その中でその都度、皆様と御意見を聞きながらやっていく必要性を感じておりますので、設計もやはり2年ぐらいかけたほうがいいのかなどは考えているところでございます。その中で、ある程度修正案ぐらい、案ぐらいが出ないと次の設計の計画が、はっきりしたスケジュールが申し上げられないかなと考えております。

○委員（石川庄太郎君） ということは現状では、先ほどの説明では10月2日に現在の素案について説明して、2月ごろ最終的に結論を出したいというような意見だったんですが、この陳情が採択されてやった場合には、おおむね約2年間くらいは現状からおくれるというような考え方でよろしいのでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） 先ほどもお話ししたとおり、私どもは再三言うように、今の計画の中で進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。今この陳情が採択されたらどうだという話でございしますが、それは再三言っているとおり、それは陳情の、議会として採択するわけですから、その意見という形は重きを置かなくちゃならないというふうに思っていますが、それがそのまま実施するかどうかというのは、それはやはり理事者である市長のほうからも聞いて、その上でどうするかというのは決めたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 若干、部長と副市長の答弁が違うように感じられるわけですが、たればの話は余りできなくてというのは理解はできます。ただし、今までより一段市民の意見をきっちり聞くという腹を固めたということかなというふうにはひとつ思うんですが、まずそこをお聞かせください。その上で、何となくお2人の答弁の違いで聞こえるのは、基本計画策定までは意見聞かなくて、その後設計では意見を聞くというふうには聞こえなくもないんですが、これちょっと聞き間違いかもしれませんので、そこも確認をさせていただきます。

○副市長（小飯塚謙一君） 今小林委員の言うとおおり、私どもいろんな方から聞きますと、市が一方的に進んでいるんじゃないかと、そのような意見を聞いているところでございます。そういう中で、私どもは今後も市民のほうに説明会を開き、いろんな意見を聞いた中で、当然取り入れられるものは取り入れていきたいと、そんなふうに考えております。（森田憲二委員「取り入れるか、取り入れないかなんだよ、そこは」と呼ぶ）すべてが当然取り入れられるわけではありませんので、それは意見はすべて聞いて、その中でよりよい方法に持っていきたいと、そんなふうに考えております。ですから小林委員が言うように、私どもは今後とも市民の意見は十分聞きたいと。そして、取り入れられるものは取り入れていきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） 先ほど基本計画案の白紙というのは、例えば採択になった場合に、その選択肢もあるというようなところで申し上げたつもりなんですけれども。

以上でございます。

○委員（佐村明美君） この総合福祉センターを推進し予算を賛成してきたものの立場として、今の先ほど来から福祉部長の、検討委員会を設置することによって、この計画が白紙撤回することもあり得るといえるのか、これ

は大きな発言だと思うんですね。これまで市民懇談会で積み上げてきたものは一体何だったのか。それから、これまで指摘されていることは、プロセスと言うんでしょうか、皆さん方の対応の仕方に問題があったんではないですかね。このプロセスと、それから住民合意が得られなかったというこのことと、それから総合福祉センターを進めるということと、これちょっとすり違えているんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、この検討委員会を立ち上げることによって、私はこの検討委員会で十分ね——例えばこれから修正もあり得るということで意見もありましたので、修正もするというを視野に入れながらやるということも、これ大事だと思います。

また、一方で全部が取り入れられない、それはもう当然あるでしょう。しかしながら、この総合福祉センターを一番最初の原点に戻った場合、なぜこの総合福祉センターということが出たのか、ここに立ち戻る必要があるかと思うんですね。これは、これまでの障害者施策が随分立ちおくれていたさまざまな地域福祉、みんなの和21プラン、それから第二次基本計画、地域福祉計画、さまざま計画を立てられていたけれども、しかしながら、何一つ手つかずでこの10数年来たということを見ながら、いち早くどういう形であれきちっと進める必要があるんじゃないか、ここからスタートしたんだと思うんですね。その基本的なスタートを忘れてしまったんでは、何もならないと思うんですよ。

ここで問題にされているのは、やはりそういう市民の合意を得られないプロセス、さまざまな問題があったこと、こここのところをしっかりと手をつけていかなければ、いつまでたっても進んでいかないだろうと思うんです。今この検討委員会の設置についても、やり方はいろいろあると思うんですね。設置をしたからといっておくれるとか、だから白紙撤回になると、こういうやり方では、一方的なやり方ではいかがなものかと思えます。やり方として、十分さまざまな方法があるかと思うんですけれども、これきちっともう一回確認したいんですが、先ほど副市長のほうからはやりたい、進めたい、またしかしながら、こういう陳情に対しての対応いかんでは白紙撤回があり得るって、これはもうちょっときちっと一本化していただきたいと思いますが、考え方を示してください。

○副市長（小飯塚謙一君） 私が先ほど答弁したとおり、この施設としては市は必要だというふうに思っています。これは進めたいというふうに思っております。ただ、今委員のほうから発言があったとおり、今回の計画を発表する、ここまで持ってくる間に、そのプロセス、それがいろいろありました。そして、市民に説明が足りなかったという一理もあったというふうに思っております。そういうことの中で、要するに今後も市民の話は聞いて、修正も考えた中でこの事業は進めたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐村明美君） 確認しますが、そうしますとさまざまなこの陳情者の中で地域福祉計画、障害計画との整合性はとれないということがあります。確かに、細かいことと言えば子ども家庭支援センターをあそこに持っていくという地域福祉計画で言い続けられていたけれども、今回はかるがもの相談だけにとどまっている、さまざま——これ一つの例ですけれども、もちろん全部が全部、整合性が図れるかという図れない部分もあるでしょう。しかしながら、必要不可欠なものを、それはもう利用者の人たちから障害者の方々、また高齢者の方々、さまざまな立場の中で市民懇談会でさまざま議論はされてきたかと思えます。その中で、なおかつまだ手続上必要であるとすれば、これは進めていく必要があるし、また緊急一時保護等についても、やり方としてはやれるんじゃないかという考え方もありますので、こうしたことも検討の視野に入れるということでもよろしいでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） そのとおりでございます。この市民懇談会の中にはいろいろな意見がありました。そして、現在お示した幾つかの事業がありますが、そのほかにも取り入れられるものがあれば当然取り入れて、修正等ができた段階には、先ほどから話しているとおおり、市民には説明をし御理解が得られれば、この事業は進めたいと、そんなふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） 議事運営上の都合で、ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時 9分 休憩

---

午後 0時16分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（小林知久君） この陳情でもあります検討委員会という言葉が抽象的な形になっておりますが、基本的には検討委員会という言葉で想定されるものは、今の懇談会よりも一段重くて、計画策定のプロセスにしっかりと責任を持ってかかわってもらうための委員会という認識でよろしいのでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） これを、私どものほうで答えていいのかどうかかわからないんですが、私どもは再三言っているのは、要するにこの陳情にあるとおおり、趣旨の内容のとおり、皆さんの意見はお聞きして、取り入れられるものは取り入れたいと、そういう形の中で十分——今まで説明が十分足らなかったんじゃないかと、そういうふうに思っていますので、よく説明をし、それで御意見をいただいた中で、よりよいものをつくっていききたいと、そんなふう考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

20第16号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

○委員長（下条 学君） 続きまして、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会の特定事件調査事項を、お手元に御配付のとおり決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました調査のため、委員派遣を行う必要がございます。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（下条 学君） これをもって、平成20年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 0時20分 散会